

# 石川県公報

平成26年4月11日  
第12687号(金曜日)  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

### 告示

○七尾市の区域内に新たに生じた土地の確認の届出 (市町支援課)	1
○歳入の徴収事務の委託 (文化振興課)	1
○公金の収納事務の委託 (医療対策課)	2
○特定計量器の定期検査の実施 (経営支援課)	2
○保安林の指定予定の通知 (森林管理課)	2
○保安林の指定の解除予定 (森林管理課)	3
○県道の区域の変更 (道路整備課)	3
○県道の供用の開始 (同)	3

### 公告

○石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表 (企画課)	4
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	4
○基本測量終了公告 (監理課)	4
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	5

## 告示

### 石川県告示第162号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、七尾市長から同市の区域内に次のとおり新たに土地が生じたことを確認した旨の届出があった。

平成26年4月11日

石川県知事 谷本正憲

位置	面積
庵町ウ部49、50の1、51の1に各々隣接する堤とうである国有地の地先公有水面埋立地	10,428.41㎡
庵町ウ部43の2、43の3、44の1、44の2に各々隣接する道路である国有地の地先公有水面埋立地	
庵町ム部73の2～73の4の各地先公有水面埋立地	

### 石川県告示第163号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成26年4月11日

石川県知事 谷本正憲

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
兼六園・文化施設共通利用券(兼六園・菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓、石川県立美術館及び石川四高記念文化交流館を含む共通利用券をいう。)に係る使用料の徴収事務	金沢市広坂2丁目2番5号	公益財団法人石川近代文学館	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## 石川県告示第164号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり公金の収納事務を委託した。  
平成26年4月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県立高松病院の診療費等の収納事務	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	株式会社 ニチイ学館	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで

## 石川県告示第165号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり）の定期検査を次のとおり実施する。

平成26年4月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 知事が指定する場所で実施する検査

区 域	日 時	場 所
輪島市のうち 町野地区	平成26年5月13日（火） （午後1時から午後3時まで）	輪島市役所 町野支所
輪島市のうち 門前地区	平成26年5月14日（水） （午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで）	輪島市役所 門前総合支所
輪島市のうち 朝市通り周辺地区	平成26年5月15日（木） （午前10時から正午まで）	お休み処よってかんげ （永井豪記念館隣）
輪島市のうち 町野地区、門前地区及び朝市通り 周辺地区を除く地区	平成26年5月15日（木） （午後1時30分から午後3時まで） 平成26年5月16日（金） （午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで）	輪島市役所
川北町全域	平成26年5月20日（火） （午後1時30分から午後3時まで）	川北町役場

## 2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

区 域	日 時	場 所
小松市、輪島市、加賀市、羽咋市、 能美市、川北町、中能登町、穴水町 及び能登町	平成26年5月13（火）から 同年12月26日（金）まで （午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで）	特定計量器の所在する場所

## 石川県告示第166号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。  
平成26年4月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 保安林予定森林の所在場所

金沢市竹又町壺壺字7の丁（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**石川県告示第167号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年4月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 解除予定保安林の所在場所

能美市山口町チ1（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県農林水産部森林管理課及び能美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**石川県告示第168号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年4月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成26年4月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)		
七尾羽咋線	鹿島郡中能登町一青ふ14番4地先から	旧	10.48～11.40	157.0	中能登土木総合事務所維持管理課
	鹿島郡中能登町黒氏壺壺61番1地先まで	新	10.87～14.33	157.0	
"	鹿島郡中能登町黒氏壺壺24番1地先から	旧	9.95～14.60	299.2	"
	鹿島郡中能登町良川と81番1地先まで	新	10.81～16.25	299.2	

---

**石川県告示第169号**

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成26年4月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成26年4月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
七尾羽咋線	鹿島郡中能登町一青ふ14番4地先から 鹿島郡中能登町黒氏壺壺61番1地先まで	平成26年4月11日	中能登土木 総合事務所 維持管理課
〃	鹿島郡中能登町黒氏壺壺24番1地先から 鹿島郡中能登町良川と81番1地先まで	〃	〃

## 公 告

### 石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた石川県土地利用基本計画を変更したので、その要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係書類は、石川県企画振興部企画課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年4月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 変更の要旨

石川県土地利用基本計画に表示する農業地域及び森林地域の一部変更

### 特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成26年4月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成26年3月22日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 えんぜる会

3 代表者の氏名

村松 正男

4 主たる事務所の所在地

金沢市増泉2丁目2番3号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会の各種のストレスや高齢者の孤立化・孤独化を防止するために各種の相談会を開催するなどして困っている方の情報の収集に努め、地域社会の福祉の増進を図るほか環境の保全活動や地域の求める安全活動に協力し、高齢者等の保護活動を推進して、地域社会に寄与することを目的とする。

### 基本測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成26年4月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 （「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）	平成25年6月28日から 平成26年3月31日まで	県内全域

## 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、能美市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
能美都市計画道路3・5・10号粟生佐野線 (旧3・5・13号粟生佐野線)	石川県土木部都市計画課及び能美市産業建設部都市計画課
能美都市計画道路3・5・11号山口大島線 (旧3・5・19号山口大島線)	〃
能美都市計画道路3・5・12号道林高坂線 (旧3・5・30号道林高坂線)	〃
能美都市計画道路3・5・13号浜開発線 (旧3・5・31号浜開発線)	〃
能美都市計画道路3・5・14号南中央線 (旧3・5・32号南中央線)	〃
能美都市計画道路3・5・15号加賀舞子線 (旧3・5・33号加賀舞子線)	〃
能美都市計画道路3・5・16号福島2号線 (旧3・5・35号福島2号線)	〃
能美都市計画道路3・5・17号北中央線 (旧3・5・36号北中央線)	〃
能美都市計画道路3・5・20号佐野和気線 (旧3・5・39号佐野和気線)	〃
能美都市計画道路3・5・21号泉台徳山線 (旧3・5・40号湯谷徳山線及び旧3・5・9号徳山線)	〃
能美都市計画道路3・5・22号湯野1号線 (旧3・5・41号湯野1号線)	〃
能美都市計画道路3・5・23号湯野2号線 (旧3・5・42号湯野2号線)	〃
能美都市計画道路3・5・24号粟生出口線 (旧3・4・46号粟生清水線及び旧3・5・1号下清水出口線)	〃
能美都市計画道路3・4・25号福島1号線 (旧3・4・55号福島1号線)	〃
能美都市計画道路3・5・27号上清水和気線 (旧3・5・3号上清水和気線)	〃
能美都市計画道路3・6・28号下開発辰口線 (旧3・6・5号下開発辰口線)	〃

能美都市計画道路 3・4・29号緑が丘線 (旧 3・4・7号緑が丘線)	〃
能美都市計画道路 3・5・30号金沢大学丘陵公園線 (旧 3・5・8号金沢大学丘陵公園線)	〃
能美都市計画道路 8・5・1号湯野緑道 1号線	〃
能美都市計画道路 8・5・2号湯野緑道 2号線	〃
能美都市計画道路 8・7・3号湯野緑道 3号線	〃
能美都市計画道路 8・7・4号湯野緑道 4号線	〃
能美都市計画道路 8・6・5号自由通路自歩道線 (旧 8・6・9号自由通路自歩道線)	〃